

岐南町告示第65号

令和6年第2回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月17日

岐南町長 後藤友紀

記

1. 期 日 令和6年6月3日

2. 場 所 岐南町議会議場



○議事日程

令和6年6月3日（月） 第1日

第 1 議席の変更及び指定について

第 2 会議録署名議員の指名について

第 3 会期の決定について

（所信表明）

第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（岐南町税条例の一部を改正する条例について）

第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度岐南町一般会計補正予算（専決第1号）について）

第 7 議案第29号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第30号 令和6年度岐南町一般会計補正予算について

第 9 議案第31号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について

第10 議案第32号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算について

第11 議案第33号 令和6年度岐南町水道事業会計補正予算について

第12 議案第34号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

第 1 3	選 第 2 号	岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
第 1 4	選 第 3 号	木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の補欠選挙について（長の推薦に基づき選挙する議員）
第 1 5	選 第 4 号	木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の補欠選挙について（長の推薦に基づかないで選挙する議員）
第 1 6		常任委員会委員の選任について
第 1 7		議会広報特別委員会委員の選任及び委員長・副委員長の互選について
第 1 8		議員派遣について

○諸般の報告

1. 閉会中の議員の辞職許可について
2. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和6年3月、4月、5月の例月出納検査を執行した結果の報告
3. 令和5年度繰越明許費についての報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

1 0	名	
1	番	広 瀬 恵理子 君
2	番	加 藤 雅 浩 君
3	番	長谷川 淳 君
4	番	村 山 博 司 君
5	番	松 本 暁 大 君
6	番	三 宅 祐 司 君
7	番	松 原 浩 二 君
8	番	櫻 井 明 君
9	番	渡 邊 憲 司 君
1 0	番	木 下 美津子 君

○欠席議員 な し

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後 藤 友 紀 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君
教 育	長	野 原 弘 康 君
会 計 管 理	者	小 関 久 志 君
総 務 部	長	堀 場 康 伸 君
総 合 政 策 部	長	安 田 悟 君
福 祉 部	長	岩 田 恵 司 君
土 木 部	長	井 上 哲 也 君
住 民 部	長	小野木 崇 夫 君
総 務 課	長	服 部 貴 司 君
財 政 課	長	記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課	長	摂 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	三 輪 学
書 記	西 脇 信一郎

開会

午前 10 時 01 分 開会

○議長（櫻井 明君） ただいまから2024年（令和6年）第2回岐南町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

○議長（櫻井 明君） 諸般の報告を申し上げます。

日程に入るに先立ち、初めに閉会中の議員の辞職許可についてご報告申し上げます。

令和6年3月22日、後藤友紀さんから一身上の都合により、令和6年3月29日をもって議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、令和6年3月22日に令和6年3月29日をもって議員を辞職する旨の許

可をいたしました。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和6年3月、4月、5月の例月出納検査を執行しましたその結果の報告がございましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご通知申し上げます。

次に、令和5年度繰越明許費についての報告をお願いします。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 諸般の報告。

一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告させていただきます。

令和5年度岐南町一般会計予算において、繰越明許費として4億8,639万円を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

繰り越しました事業につきましては、総務費におきまして、定額減税補足給付金給付事業、住民基本台帳・戸籍システム改修事業、町長選挙経費及び町議会議員補欠選挙経費を、民生費におきまして、総合健康福祉センター施設改修事業、エネルギー・食料品価格等高騰支援給付金給付事業、後期高齢者に対する生活支援金給付事業、子どもに対する生活支援金給付事業を、衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を、土木費におきまして、厚八橋架替事業を、教育費におきまして、小中学校の学校施設改修事業でございます。

以上でございます。

————— ◇ —————

第1 議席の変更及び指定について

○議長（櫻井 明君） 第1、議席の変更及び指定を行います。

会議規則第3条第3項の規定により、議席の変更をいたします。

さらに、4月14日の岐南町議会議員補欠選挙に当選されました加藤雅浩さん及び広瀬恵理子さんの議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、議員の議席を指定いたします。議席はお手元に配付したとおりであります。これにてご承知おきください。

————— ◇ —————

第2 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番 広瀬恵理子議員、2番 加藤雅浩議員の両名を指名いたします。

————— ◇ —————

第3 会期の決定について

○議長（櫻井 明君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月20日までの18日間と定めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） これにご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月20日までの18日間と決定いたしました。



○議長（櫻井 明君） 次、ここで議事に入るに先立ち、4月14日の町長選挙において当選されました後藤友紀町長から所信表明があります。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 令和6年第2回岐南町議会定例会の開催に先立ちまして、このたび上程いたします補正予算をはじめ、各般にわたる議案のご審議を願うに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきます。

町長に就任しておよそ1か月半がたちましたが、皆様のご期待に応えるべく、多くの方々のご支援、ご指導の下、日々全力で走り続けております。

私は、岐南町12人目の町長であり、初めての女性町長として誠心誠意開かれたまちづくりに取り組んでまいり所存です。

また、私は子育て真っ最中の町長です。それゆえ気づくこともあります。放課後の子供の居場所が足りていないことや、子育てにかかる経済的負担の増加、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの難しさなどです。

共働き世帯が夫婦のいる世帯全体の約7割にも達するとの調査結果も出ている中で、私は子育て当事者の目線を持ちながら、町民の皆様と心をつなげて、一人一人が尊重される社会を目指し、前進してまいります。

女性首長であることがマスコミでしばしば取り上げられていますが、憲法が保障する法の下での平等、年齢や性別、障害のあるなしなどに関わらず、自分らしく暮らしていける、そうした人権が尊重される社会の実現に向けて、私たちはたゆまぬ努力を続けていかなければなりません。

多くの方がどこかで疑問を感じながらも、当たり前のこととして受け入れてきたものの中に、男性中心の政治が見落としてきたもの、失ってきたものがあるのかもしれない。これまでの経験が通用しなくなる、言い換えれば経験にとらわれない発想が求められる時代の新しい岐南町を、町民の皆様と一緒につくっていきたく願っています。

岐南町は、交通の利便性を生かし、昭和31年10月1日の町制施行以来、発展を続けてまいりました。しかしながら、少子高齢化が進展する中で、町の活力である人口の減少局面は近い将来確実にやってまいります。

そうであっても、先人により築かれた選ばれる町であるという誇るべき地位を譲ることなく、全ての町民が夢や希望を抱き、笑顔にあふれ幸せを実感できる、住んでよかった町を実現することが私の使命だと思っております。

私は、230人の職員を束ねるリーダーとして、政治による政策決定を支える行政が常に公平公正な業務の執行ができるよう、全ての職員が町民に信頼される存在であり続けなければならないと考えています。一人一人置かれた状況の異なる町民のために、様々な業務に携わる職員が持てる力を最大限に発揮できるよう、コンプライアンスの実践による職場改善、あるべき組織の管理体制の構築を進めてまいります。

公約でありますハラスメント防止条例の制定は、この取組の第一歩でございます。このたびの町長選において、私は具体的な幾つかの公約を挙げておりますが、町民との約束である公約は、ごく限られた支援者や一部の団体の声であってはなりません。

また、私は議員当時、町の政策実施に至るプロセスにおいて、議会への説明が全く不十分で、議案の提出も度々唐突であり、強く善処を求めてきたことを忘れてはおりません。このままでは行政がゆがめられてしまう、私と同じように感じておられた議員もいたのではないのでしょうか。

公約実現に向けてのプロセスは、多様な視点で現状を的確に把握することから始め、課題に対する事業の目的をシンプルかつ明確にし、中長期的なビジョンを持ち、さらに誰の目から見ても明らかな合理的根拠・エビデンスを積み重ね、町民の皆様丁寧に説明を行い、ご意見をいただきながら進めていく、そういうものであると私は考えます。

既に実施している各種事業につきましても、順次点検を行ってまいります。今の内容でニーズに対応できているか、本町の規模に合ったものか、もはやその役割を終えていないか、継続は可能かなど、しっかりと見極め、ビルド・アンド・スクラップにも取り組んでまいります。

これからますます社会の変化のスピードは速まっていくと思われませんが、先ほどから申し上げているエビデンスとプロセスを最も重視し、私の思いである公約を事業という形にしていまいります。

さらに、まちづくりは人ごとではなく、自分事として感じてもらい、我が町のすばらしさを分かち合い、ふるさとに誇りを持っていただけるよう、町内外に向けて分かりやすく、受け取りやすい情報発信にも努めてまいります。

言うまでもなく、まちづくりの主役は町民であり、町民による主体的なまちづくりが持続可能な町の未来を切り開くものと私は信じて疑いません。こうして町民の思いも形になっていくのではないのでしょうか。

職員と一丸となって、このコンパクトタウンの強みや価値をさらに高める取組を推進してまいります。

本年度は、こうした準備を着実に進め、新規事業については、投資効果や緊急性を考慮しつつ、令和7年度からの公約の事業化に向けて、全力を傾注してまいります所存です。

議会におかれましては、十分にご審議を賜りまして、適切な議決をいただきますようお願いを申し上げます。

当選の報を受け、町が変わることを選んだ町民の思いを知り、その期待の大きさと町長としての重い責任を深く感じました。その気持ちをいつまでも大切に、町民最優先のまちづくりを貫いてまいりますので、議会、町民の皆様のなお一層のご協力をお願い申し上げます。

ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（櫻井 明君） 以上で所信表明は終わりました。

————— ◇ —————

第4 承認第1号から第12 議案第34号まで

○議長（櫻井 明君） 第4、承認第1号から第12、議案第34号の議案に入ります。

日程第4、承認第1号から日程第12、議案第34号までの9案件を一括し議題とします。

—————
(議案掲載省略)
—————

○議長（櫻井 明君） この9案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことから、岐南町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容としましては、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策による一時的な措置として、令和6年度の個人住民税の所得割か

ら納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施します。

納税者の合計所得金額が1,805万円、給与収入にしますと2,000万円以下の場合に限り、給与・年金からの特別徴収や普通徴収、それぞれ徴収方法に応じて減税を実施します。所得割から控除し切れなかった場合は、その差額を調整給付金として給付します。

なお、減税による減収額は、全額国費で補填される予定であります。

次に、令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例につきましては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害の損失の金額について、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度個人住民税の雑損控除に適用することができるものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行したものでございます。

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことから、岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、課税額のうち賦課限度額において、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を「22万円」から「24万円」としたものでございます。

また、関係法令の整備に伴う改正としまして、低所得者の保険料軽減判定基準額について、5割軽減の対象の場合は被保険者の数に乗ずる判定額を「29万円」から「29万5,000円」に、2割軽減の対象の場合は「53万5,000円」から「54万5,000円」にそれぞれ引き上げ、軽減対象を拡大したものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行したものでございます。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、令和6年度岐南町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月1日付で専決処分いたしましたもので、歳入歳出それぞれ32万5,000円を減額し、歳入歳出ともに91億288万7,000円にいたしましたものでございます。

歳出の内容につきましては、総務費におきまして、前町長の辞任に伴う町長選挙費及び町議会議員補欠選挙費におきまして、町長選挙費261万3,000円の減額、町議会議員補欠選挙費228万8,000円を増額させていただいたものであります。

これに対する歳入につきましては、繰入金として財政調整基金繰入金32万5,000円を減額いたしましたものでございます。

続きまして、議案第29号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に準じ、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、保育士1人が受け持つ児童の数の見直しを行うもので、満3歳以上満4歳未満の児童は、保育士1人当たり児童20人から15人に、満4歳以上の児童は保育士1人当たり児童30人から25人に引き下げるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第30号 令和6年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6,791万8,000円を増額し、91億7,080万5,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、職員の産前産後休暇等に伴う人材派遣委託料740万7,000円、岐南町・笠松町まちづくり調査研究業務委託料330万8,000円、定額減税補足給付金給付事業に伴うシステム改修等業務委託料158万4,000円、戸籍振り仮名通知に係るシステム改修委託料117万7,000円の増額。

民生費におきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修委託料217万8,000円、人事異動に伴う人件費増により、国民健康保険特別会計繰出金として895万円、介護保険特別会計繰出金として1,428万4,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に伴うシステム改修委託料89万1,000円、児童手当高校生世代等拡充に伴う関連経費333万9,000円、子ども食堂運営団体が2団体増えたことに伴う、子ども食堂運営支援事業費補助金60万円、多機能型地域子ども安心センター運営事業委託料198万4,000円、子どもに対する生活支援金給付事業に伴う、システム改修等業務委託料89万1,000円の増額。

教育費におきましては、岐南中学校部室屋根防水改修、プール女子更衣室屋根防水改修工事588万7,000円、総合調理センター排水処理施設原水ポンプ取替えに係る修繕費77万円、北小学校屋外トイレ改修工事設計委託料85万2,000円の増額。

また、各費目にわたり職員の人事異動に伴う人件費の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金335万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金376万2,000円、子ども・子育て支援事業費補助金363万6,000円の増額。

県支出金におきまして、子ども食堂運営支援事業費補助金30万円の増額、繰越金としまして5,686万5,000円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、議案第31号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ895万円を増額し、25億8,049万4,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費に係る総務管理費として895万円を増額いたします。

これは、職員の人事異動に伴い人件費を補正いたすものでございます。

これに対する歳入でございますが、繰入金895万円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、議案第32号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,039万1,000円を増額し、20億1,584万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費に係る総務管理費として1,477万円を増額、地域支援事業費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費として529万7,000円を減額、包括的支援事業費・任意事業費として91万8,000円を増額いたしております。

これは、職員の人事異動に伴い人件費を補正いたすものでございます。

これに対する歳入でございますが、介護保険料119万8,000円、国庫支出金77万8,000円、支払基金交付金143万1,000円、県支出金48万6,000円を減額し、繰入金1,428万4,000円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、議案第33号 令和6年度岐南町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費を増額いたすものでございます。

内容としましては、営業費用において、職員増に伴い総係費663万5,000円を増額し、計上させていただくものでございます。

最後に、議案第34号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてご説明申し上げます。

この変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部の施行期日を定める政令が令和5年12月27日に公布されたことに伴い、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正を行うものでございます。

改正内容としましては、マイナンバーカードと後期高齢者医療被保険者証等が一体化されることに伴い、別表第1における一部の名称を「被保険者証及び資格証明書」

から「資格確認書等」に改正するものでございます。

なお、この規約は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上、議員の皆様方におかれましては、適切なるご審議をよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。



第13 選第2号

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第13 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

この補欠選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたため、同連合規則第8条第4項の規定により選挙を行うものであります。

町選出の広域連合議会議員 小島英雄氏の議員辞職に伴う補欠選挙でございます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行います。

お諮りします。指名の方法について議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には後藤友紀町長を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました後藤友紀町長を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） よって、ただいま指名しました後藤友紀町長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました後藤友紀町長が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。



第14 選第3号

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第14、選第3号 木曽川右岸地帯水防事務組合議会

議員の補欠選挙についてを議題とします。長の推薦に基づき選挙する議員であります。

この補欠選挙は、木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員のうち、町長の推薦に基づき選挙する議員に欠員が生じたため、同組合規則第6条第2項の規定により選挙を行うものであります。

町長の推薦に基づき選挙する議員の欠員は1名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定します。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。町長の推薦に基づき選挙する木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員に堀場康伸さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました堀場康伸さんを木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の当選人と定めることに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました堀場康伸さんが木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました堀場康伸さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。



第15 選第4号

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第15、選第4号 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題とします。長の推薦に基づかないで選挙する議員であります。

この補欠選挙は、木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員のうち、町長の推薦に基づかないで選挙する議員に欠員が生じたため、同組合規則第6条第2項の規定により、選挙を行うものであります。

町長の推薦に基づかないで選挙する議員の欠員は1名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、町長の推薦に基づかないで選挙する木曽川右岸地帯組合議会議員に加藤雅浩さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました加藤雅浩さんを木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました加藤雅浩さんが木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選しました。

ただいま木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました加藤雅浩さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。



第16 常任委員会委員の選任について

○議長（櫻井 明君） 日程第16、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

現在、総務住民常任委員会委員5名のうち1名と福祉土木常任委員会委員5名のうち1名が欠員となっておりますので、その選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、岐南町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において総務住民常任委員会委員に広瀬恵理子議員を、福祉土木常任委員会委員に加藤雅浩議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は総務住民常任委員会委員に広瀬恵理子議員を、福祉土木常任委員会委員に加藤雅浩議員を選任することに決定しました。



第17 議会広報特別委員会委員の選任及び委員長・副委員長の互選について

○議長（櫻井 明君） 日程第17、議会広報特別委員会委員の選任及び委員長・副委員長の互選についてを議題とします。

現在、議会広報委員会委員5名のうち1名が欠員となっておりますので、その選任を行います。

お諮りします。議会広報特別委員会委員の選任については、岐南町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において広瀬恵理子議員を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員に広瀬恵理子議員を選任することに決定しました。

次に、特別委員会の正・副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定によって委員会において互選することになっておりますので、正・副委員長の互選のため、議会広報特別委員会は次の休憩中に開催し、結果を議長までご報告願います。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ここで、議会広報特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたのでご報告申し上げます。

委員長に村山博司議員、副委員長に渡邊憲司議員、以上であります。

————— ◇ —————

第18 議員派遣について

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

さきに配付したとおり、岐南町議会会議規則第122条の規定により、議員派遣についてを提出させていただきます。

内容については、羽島郡正副議長の県外視察研修で、7月25、26の2日間にわたり、千葉県浦安市へ液状化防止対策などの研修視察を行うものであります。

この案件につきましては、私、櫻井 明と三宅祐司議員を派遣させていただきたいと思えます。

この議員派遣にご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定しました。

————— ◇ —————

休会

○議長（櫻井 明君） お諮りします。明日から6月5日までの2日間は議案精読のため休会とします。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、明日から6月5日までの2日間は休会と決定いたしました。6月6日午前10時から会議を開きます。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前10時42分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

広 瀬 恵理子

岐南町議会議員

加 藤 雅 浩

